

建設キャリアアップシステム活用工事

Q&A（令和4年7月8日更新）

Q： 下請負人とは

A： 建設業法第2条第5項には、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。」と規定されています。

Q： なぜ、就業履歴蓄積率を評価基準とするのか。

A： 就業履歴蓄積率は、「建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数」としています。

カードタッチ率ともいい、CCUS登録された技能労働者がその日にカードタッチした人数の割合のことであり、計測日に入場したCCUS登録された技能労働者が、全就業日に全員カードタッチした場合は、100%となります。

これまでの事例で、日々のカードタッチを失念しているケースが多発したことが理由にあり、技能労働者による日々のカードタッチが確実に行われることを目的としたものです。

Q： 登録事業者率の確認方法は？

A： 施工体制台帳に記載されている企業（一人親方及び施工が2週間以内の企業を除く）に対する登録企業の割合を確認します。

受注者はシステムで出力される帳票（施工体制登録事業者一覧など）を集計して証明することとなります。

Q： 登録技能者率の確認方法は？

A： 現場に入場する技能者（就業が2週間以内の者を除く）全員に対するCCUSに登録している技能者の割合を確認します。

受注者はシステムで出力される帳票（施工体制登録技能者一覧など）を集計して証明することとなります。

Q： 就業履歴蓄積率の確認方法は？

A： 登録技能者が日々カードリーダーにタッチしている割合（登録現場における総出面に対する総カードタッチ（事後修正分を含む）の割合）を確認します。

受注者はシステムで出力される帳票（就業履歴一覧など）を集計して証明することとなります。

Q： 帳票を添付しただけ、集計がされていない、など発注者が確認できない場合はどのように対応するのか。

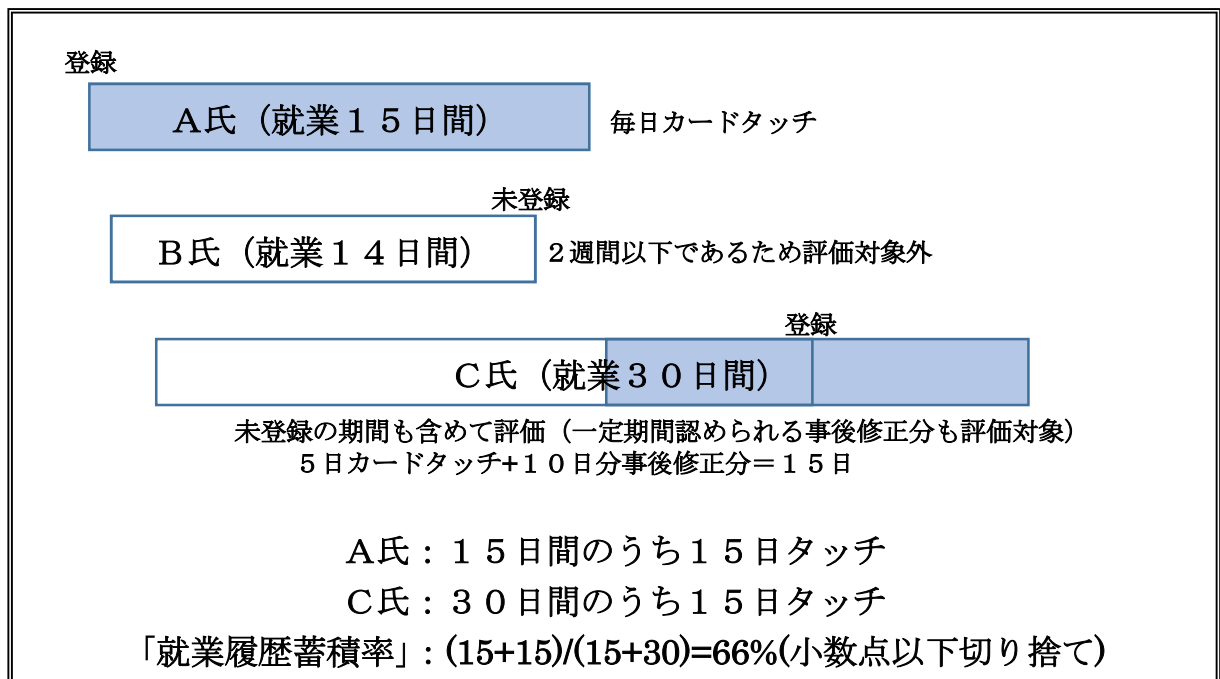
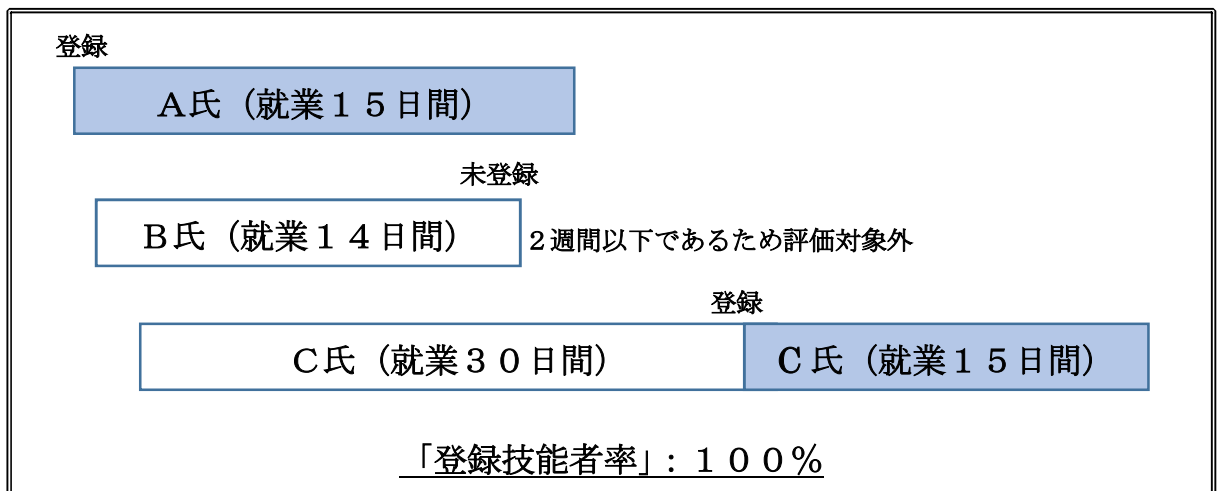
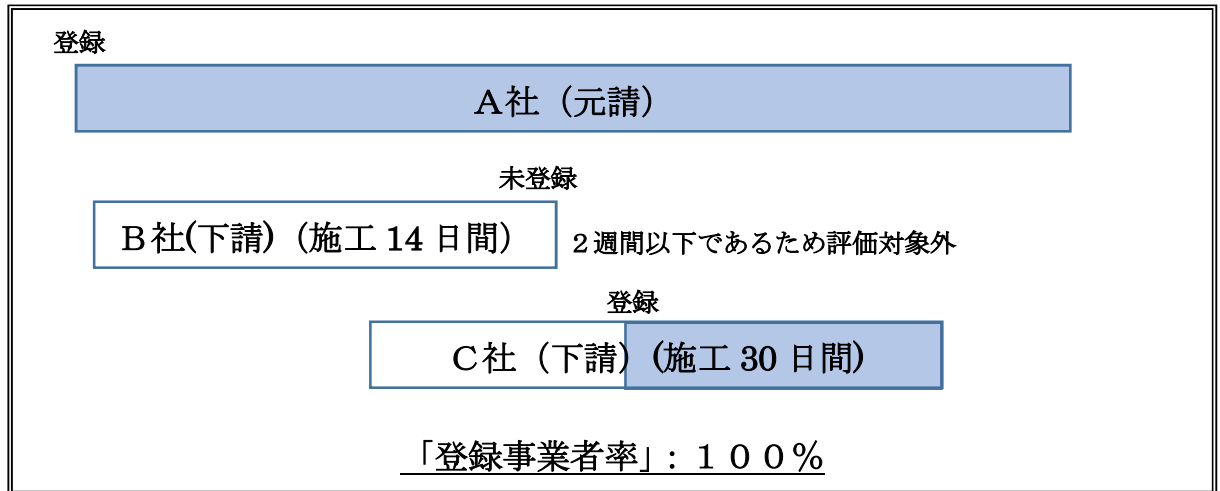
A： 再修正して提出していただくこととなります。

証明ができない場合は評価されません。

(令和3年6月1日追加)

Q：下請企業が受注後にCCUSの登録をした場合、手続きに日数を要し、工期の途中から登録となった場合、どのように評価するのか。
技能者についても同様に伺いたい。

A：工事完成時点进行评估対象としています。事例を以下に示します。



Q：活用工事を実施する旨工事打ち合わせ簿で提出したにも関わらず基準を達成できなかった場合、ペナルティーがあるのか。

A：ペナルティーはありません。

ただし、ホームページに掲載している別紙1の様式に、達成できなかった原因対策等を記入し完成書類とともに提出してください。

(令和3年9月10日追加)

Q：就業日数が14日未満は評価対象外となっている。

元請企業が評価対象外とするために、下請企業に必要な工期が15日以上であるにもかかわらず強制的に14日未満とする懸念がある。

A：この場合は、必要な工期が確保されていないため、建設業法違反となるおそれがあります。

(令和3年9月13日更新)

Q：対象は「技能者」となっており、主任技術者等のいわゆる「技術者」は対象外なのか。

A：活用工事における評価対象は、主任技術者等のいわゆる「技術者」も対象となります。

ただし、「技術者」が「技能者」として現場で従事する場合に限りです。

(令和3年10月15日更新)

Q：要領に記載された下請企業の定義で、「建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。」としているが、鹿児島県では、施工体系図に

- ①伐採及び測量調査等の工事現場で作業を行う業務
- ②土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ③工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- ④資材の納入を行う業務

も記載することとしており、これらの業務も下請企業として含めるべきなのか。CCUSにおいては下請企業の対象にならないのではないか。

A：対象になりません。

上記の4つの業務については、CCUSにおいては下請企業の対象外とします。

(令和4年7月8日更新)

Q：カードリーダーのタッチによらない就業履歴の蓄積方法も認められるか。

A：認めます。（携帯番号や顔認証などにより、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積できます。）